住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

広報かとう2月号でお知らせしました「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、国から詳細な 情報が示されましたので、改めてお知らせします。

11令和3年度住民税均等割が非課税の世帯 ■

令和3年12月10日時点で、加東市に住民登録があり、令和3年度住民税均等割が非課税の世帯には、1月31日に支給 要件確認書をお送りしています。支給要件確認書に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にて、ご提出ください。 ※令和3年1月2日以降に加東市に転入した方がいる世帯は、転入前の市区町村に住民税の確認をしています。非 課税世帯であることが確認できた世帯から順に、支給要件確認書をお送りしています。

2 未申告の方がいる世帯 ━

令和2年分の住民税の申告をしていない方は、令和3年1月1日時点の住民登録があった市区町村で申告をして ください。申告により、非課税世帯となった場合は、申請書に必要事項を記入いただき、必要書類を添付のうえ、郵 送、または持参により、ご提出ください。

提出書類

| □「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)(非課税用申請世帯分)」 ※市ホームページからダウンロード、または社会福祉課の窓口で配布 | | |
|---|--|--|
| □申請(請求)者の公的機関発行の本人であることが確認できる書類の写し 例マイナンバーカード、運転免許証 ※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができる書類の写しも必要 | | |
| □受取口座の情報が確認できる書類の写し 例通帳、キャッシュカード | | |

| 口中吉をした力の市和3年度住民院所侍誄院証明書(中吉をした中区町村に請求してください。) |
|--|
| 3家計急変世帯 ━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━ |
| 上記の①に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、申請日時点において、上記の①と同様の事情にあると市が認めた世帯は、当給付金の対象となります。申請書等に必要事項を記入いただき、必要書類を添付のうえ、持参により、ご提出ください。 |
| 提出書類 |
| □「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」 |
| ※市ホームページからダウンロード、または社会福祉課の窓口で配布 |
| □「簡易な収入(所得)見込額の申立書」 |
| ※市ホームページからダウンロード、または社会福祉課の窓口で配布 |
| □申請(請求)者の公的機関発行の本人であることが確認できる書類の写し 例マイナンバーカード、運転免許証 |
| ※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができる書類の写しも必要 |
| □申請(請求)者の世帯の状況が確認できる書類の写し 例住民票 |
| □受取口座の情報が確認できる書類の写し 例通帳、キャッシュカード |
| □下記のA、Bのいずれか |
| A世帯全員分の令和3年中の収入(見込額)が確認できる書類の写し 例源泉徴収票、令和3年分所得税確定申告書 |
| B世帯全員分の令和3年1月1日から令和4年9月30日までの間の任意の1か月の収入額が確認できる書類の写し |
| ※月単位でなくても可 |
| □戸籍の附表の写し ※令和3年1月1日以降、2回以上転居した方のみ |
| |

注意事項

提出先

◎持参の場合

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金受付窓口 (广舎1階北側 高齢介護課前)

◎郵送の場合

〒673-1493 加東市社50 加東市健康福祉部社会福祉課宛

提出期限

11に該当する方 確認書に記載している日

2、3に該当する方 9月30日金

※消印有効

(支給時期)

書類を提出いただいてから約3週間後 6 (支給日の約1週間前に、支給決定通知書をお送りします。)

343-0584

住民税均等割が課税されている方に世帯全員が扶

詳細は、市ホームページでご確認いただくか、コー

住民税非課税世帯等に対する

臨時特別給付金コールセンター

養されている場合は、支給対象外です。

ルセンターにお問い合わせください。

8時30分~17時15分 (土曜日、日曜日、祝日を除く)



国民健康保険の加入者は 令和3年分の所得の申告を

国民健康保険では、国民健康保険の加入者、および 加入者が属する世帯の世帯主の所得で、軽減区分や、 高額療養費の自己負担限度額を判定します。国民健康 保険の加入者、および加入者が属する世帯の世帯主 は、所得がない場合でも、4月15日金までに令和3年分 の所得の申告を行ってください。

※世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入して いる場合も、申告が必要です。

◎申告しなかったら

- □本来の金額で医療費の還付が受けられません □国民健康保険税の軽減措置が適用されません
- ◎申告について

□申告場所

加東市役所1階 税務課

※申告内容によっては、税務署での申告が必要な 場合があります。申告の前に税務課にお問い合 わせください。

□対象

令和4年1月1日時点で、加東市に住民登録がある方 ※ 令和4年1月2日以降に加東市に転入した方は、令 和4年1月1日時点に住民登録があった市町村で 申告してください。

□必要書類

1個人番号が確認できる書類 例マイナンバーカード、個人番号通知書

②公的機関発行の本人確認ができる顔写真付の書類 例マイナンバーカード、運転免許証

※マイナンバーカード1枚で、①、②の両方を兼ね ることができます。

※代理人が申告する場合は、申告者本人の①、②の 両方の写しが必要です。

※収入がある場合は、必要な書類が増えます。詳しく は、申告の前に税務課にお問い合わせください。

~次の方は申告不要です~

- □既に令和3年分の所得税の確定申告や住民税の 申告を行った方
- □年末調整、令和3年分の所得税の確定申告、また は住民税申告を行った方の扶養親族
 - ※加東市以外の市区町村で住民税が課税されてい る方の扶養親族である方は、申告が必要です。
- □所得が給与収入のみで、給与支払者から加東市 に給与支払報告書が提出されている方
- □収入が遺族年金や障害年金等の非課税所得を除 く、公的年金等収入のみの方

問 い

合

わ

◎国民健康保険税

総務財政部税務課(庁舎1階)

担当:野津智美 ☎43-0397

◎資格·給付

市民協働部保険医療課(庁舎1階)

小型特殊自動車は 軽自動車税(種別割)の課税対象

下表にある小型特殊自動車(乗用装置のある農耕作業 用自動車や、フォークリフト等)は、軽自動車税(種別割) の課税対象です。対象車両を所有している場合は、公道走 行や使用の有無に関わらず、申告のうえ、ナンバープレー トの交付を受ける必要があります。交付と同時に、ネジを お渡ししますので、ご自身で取り付けてください。

| | 小型特殊自動車 | | |
|------|----------------|----------------|--|
| | 農耕車 | その他 | |
| 車両 | □農耕トラクタ | □フォークリフト | |
| 一の | □コンバイン | □ショベルローダ | |
| 種 | □田植機 | □タイヤローラ 等 | |
| 類 | □農業用薬剤散布車 | | |
| | □国土交通大臣の指定する | | |
| | 農耕作業用自動車 | | |
| | 下記の基準を全て満たすもの | 下記の基準を全て満たすもの | |
| 該当要件 | □最高速度が時速35km未満 | □全長4.7m以下 | |
| 量 | □乗用装置がある | □全幅1.7m以下 | |
| 件 | | □全高2.8m以下 | |
| | | □最高速度が時速15km以下 | |
| 税 | 1,600円 | 5.900円 | |
| 率 | | 0,000, | |

※上記要件を満たさない場合は、固定資産税(償却資 産)の対象です。

◎ナンバープレートの発行手続き

□手続場所

加東市役所1階 税務課

□必要書類

- ①車名、車台番号がわかるもの(販売証明書等)
 - ※車両を譲り受けた場合は、別途譲渡証明書が 必要です。
- ②公的機関発行の本人であることが確認できる書類 ※下記のA1点、またはB2点

A)顔写真付の書類

例マイナンバーカード、運転免許証

B 顔写真無の書類 例健康保険証、年金手帳

□注意事項

- ■ナンバープレートは公道走行を許可するもので はなく、市が課税客体を把握するために交付し ています。公道を走行するには、保安基準を満た している必要があります。公道走行についての 詳細は、販売店、または製造元にお問い合わせく ださい。
- ■車両の大きさや最高速度によっては、大型特殊 自動車に該当する場合があります。申告の前に ご確認ください。

◎スクラップ前の廃車申告はお済みですか?

車両を廃棄する場合、または、買い替えた場合 は、ナンバープレートの返却と廃車申告が必要 です。3月31日休までに廃車申告が済んでいない 場合、令和4年度の軽自動車税(種別割)が課税さ れますので、ご注意ください。

> 間総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:清水侑紀 ☎:43-0397